

大学院法学研究科博士前期課程入試（2次）及び博士後期課程入試における  
新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

標記のことについて、以下のとおりお知らせいたします。

◆ 1:追試験

(1) 【追試験対象者】

- ① 本試験実施期間に新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していないため、本試験を受験することができない者
- ② 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と判断され、保健所から自宅待機を命じられた者又は感染確定のための検査結果待ちのため、本試験を受験することができない者
- ③ 「出願時点」において海外在住の者で日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等により「試験実施期日」までに来日して本試験を受験できない者のうち、本研究科が許可した者
- ④ 発熱、咳・咽頭痛、身体のだるさがある、味覚や嗅覚に異常がある等の新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状により体調が悪い者のうち、本研究科が許可した者
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に起因する事由により、やむを得ず試験実施期間に本試験を受験できない者のうち、本研究科が許可した者

(2) 【追試験の申請方法・申請期限等】

申請方法及び申請期限、申請結果通知等については、別途受験票送付時にお知らせします。

(3) 【追試験の実施日程・実施方法等】

- ・実施日程：2023年2月21日（火）、22日（水）
- ・追試験合格発表日：2023年3月7日（火）

※実施方法等の詳細は、追試験の受験を許可された者に個別に通知します。

(4) 【その他】

- ・追試験を受験できない者への再度の追試験は行いません。
- ・本試験で検定料を納入した者は、再度追試験で納入する必要はありません。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、上記の内容を変更する可能性があります。変更となる場合は本研究科HPにてお知らせします。

## ◆2：海外から入国できない受験者への対応について

### (1)【対象者】

「出願時点」において海外在住の者で日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等により「試験実施期日」までに来日して受験できない者

※ 「出願時点」で日本国内にいる者で、「試験実施期日」までの間に海外へ一時帰国（又は一時渡航）をした者は対象外です。

### (2)【手続き方法】

上記対象者に該当する者は、「◆1：追試験」の記載に従い、追試験を申請してください。  
なお、追試験申請時の理由書には、以下の項目を含めて作成してください。

「氏名」、「現在の身分」、「現在の居住先（国・都市・地域）」

「居住先の情報（①新型コロナウイルス感染症の状況、②居住国内における移動制限の状況、③海外への出国制限の状況、④日本への航空便の運行状況）」

### (3)【注意事項】

※1 入国制限が緩和され日本国内への入国ができ、試験期日に日本国内で試験を受験できる場合には、対面で試験を受験することが原則です。入国制限やビザの取得に関しては最新の情報を得るように努めてください。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、上記の内容を変更する可能性があります。変更となる場合は本研究科 HP にてお知らせします。

<問い合わせ先>

大阪大学大学院法学研究科教務係

Mail: houkyoumu@law.osaka-u.ac.jp